

免許更新時等における書面による教示未実施に関するお知らせ

平成29年12月21日
交通部運転免許センター

運転免許の更新時等に、「優良運転者」以外の区分で更新等をされた方（ゴールド免許以外の方）に、書面による不服申し立て等に関する教示（下記「教示文」参照。）をしていなかったことが判明しました。

対象者の方は、教示文を御確認の上、当該処分に対して不服のある場合や不明な点がある場合は下記まで御連絡をお願いします。

お問合せ先

運転免許センター運転免許更新係

059-229-1212（代表） 内線（301・302）

※ 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）

午前8時30分から午後5時15分

教示文

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することもできます。（この訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することができます。（この訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）
なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。